

参考資料1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第16条の規定に基づき、28項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。（直近の改正：平成23年10月27日、カドミウムの基準値を0.01mg/Lから0.003mg/L以下に変更。）

2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止。（水質汚濁防止法第12条の3）

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。（水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項、16条、17条第1項）

(3) 事故時の措置

特定事業場、指定事業場、貯油事業場等において汚水の流出事故が発生し、地下に浸透すること等により人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に、事業者に対して応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付け。（水質汚濁防止法第14条の2）

(4) 済化措置命令

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場の設置者に対して浄化措置をとることを命令。（水質汚濁防止法第14条の3）

(5) 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設における構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等を義務付け。（水質汚濁防止法第12条の4、第14条第5項等）

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成11年1月）

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル（平成13年7月）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針（平成13年7月）

施肥対策を含めた土壤管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

(4) 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（平成25年6月改定）

平成24年6月より施行された地下水汚染の未然防止のための制度について、制度の内容、対象となる施設、必要な手続き、制度の内容及びその具体的な対策等に関するマニュアルを策定。

4. 主な地下水質保全施策

(1) 挿発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成(平成 16 年 7 月)

汚染された地下水を経済的・効率的に浄化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

(参照; <http://www.env.go.jp/water/chikasui/panf/index.html>)

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成(平成 16 年 7 月)

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/index.html)

(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施(平成 16 年度～平成 21 年度)

硝酸性窒素浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。啓発用パンフレット「未来へつなごう私たちの地下水－気づいていますか？硝酸性窒素汚染－」及び実証調査等に係る浄化技術についてとりまとめた「硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集」を作成。

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_kaihatu/index.html)

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施(平成 17 年度～平成 19 年度)

硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

(5) 硝酸性窒素負荷低減等対策の検討(平成 21 年度～)

硝酸性窒素負荷低減のための実効性ある対策促進策等を検討。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環告10号、最新改定：平成26年環告40号)で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	平成23年10月基準値変更
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	平成21年11月基準値変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	注
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年追加
ふつ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1 mg/L 以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	平成21年11月追加
(備考)		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

注：トリクロロエチレンについては、平成26年11月環境省告示第127号において基準値が0.01mg/L以下に改正されている。

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(平成元年9月14日環境庁水質保全局長通知、最新改正：平成20年8月13日)別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日水環境部長通知、最新改正：平成26年3月20日）」(以下、「処理基準」という。)としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、当該部分については平成20年8月に改正し、平成21年度からの地下水質測定において適用されている。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。ただし、汚染を発見するという観点からは、定点方式のみでは汚染を見落とす可能性があることに留意する。

(ア) 定点方式

重点的に測定を実施する地域として、例えば以下の地域を選定する。効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

- ア) 地下水の利用状況等を勘案し、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域
- イ) 有害物質を使用している工場・事業場等の立地状況及び農畜産業の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域（判断の基礎情報として、土壤汚染の状況、廃棄物処分場跡地情報等も重視する。）
- ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

(イ) ローリング方式

- ア) 地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、測定地点が偏在しないよう分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する。
- イ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2km、その周辺地域では4～5kmを目安とする。
- ウ) 調査区域内では、これまでの概況調査結果を参考に、未調査の井戸を優先して測定地点を選定する。地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、過去に測定を実施した地域については異なる帶水層の測定を優先的に実施する。
- エ) 必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- オ) ローリング方式の一巡期間は4又は5年以内を目安とし、利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡期間を適宜短縮又は延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 調査範囲の設定に当たっては、帶水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帶水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。
- (イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。
- (ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帶状に調査する。
- (エ) 汚染帶水層が判明している場合は、汚染帶水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帶水層にも移行している場合があるので、他の帶水層の測定を検討するもの

とする。

- (オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 汚染源の影響を最も受けやすい地点及びその下流側を含むことが望ましい。
- (イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- (ウ) 汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には測定地点の変更を検討するものとする。

②測定項目

地下水の水質調査は基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別、不圧／被圧帶水層の別、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

ア. 概況調査

- (ア) ローリング方式による調査においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (イ) 定点方式による調査において、利水影響が大きいと考えられる地域においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (ウ) 定点方式による調査において、土地利用等から判断して汚染の可能性がきわめて低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に測定項目から除外することとしてもよい。
- (エ) 定点方式による調査において、汚染の可能性が高い地域においては、汚染の可能性が高い項目と併せて、その分解生成物についても測定することが望ましい。
- (オ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することとしてもよい。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。
- (イ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、測定項目から除外することとしてもよい。

③測定頻度

ア. 概況調査

- (ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 定点方式については、地下水の流動、利水状況及び汚染物質の使用状況等を考慮して、測定計画に根拠等を示した上で、測定頻度を減らすことができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、

できるだけ短期間に行うことが望ましい。

- (イ) 地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、再度汚染井戸周辺地区調査を実施することが望ましい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 地下水を飲用に用いていない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に1回の測定とすることができる。
- (ウ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、または、継続監視調査を終了することができる。
- (エ) 汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認することとする。

④その他

地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ、過去から現在にかけての土地利用や有害物質の使用状況等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な状況を把握しておくことが望ましい。

参考資料4 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成25年度 調査井戸数			(参考)平成24年度 調査井戸数		
		概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
北海道・東北	北海道	92	51	194	91	37	199
	青森	20	38	114	19	58	112
	岩手	68	12	87	77	15	82
	宮城	44	26	47	43	3	46
	秋田	50	0	36	50	0	35
	山形	36	31	53	36	21	51
	福島	55	8	181	60	26	173
関東	茨城	90	99	255	87	104	250
	栃木	139	0	239	145	0	243
	群馬	151	60	67	151	4	68
	埼玉	139	52	259	138	36	254
	千葉	192	243	137	189	176	118
	東京	65	13	101	65	9	111
	神奈川	399	29	149	412	59	132
北陸・中部	新潟	43	81	85	45	96	91
	富山	76	5	23	76	0	23
	石川	75	28	94	75	22	93
	福井	60	0	100	60	42	100
	山梨	52	5	37	51	0	37
	長野	66	18	168	66	32	167
	岐阜	123	0	49	103	0	49
	静岡	67	34	118	69	34	127
	愛知	122	186	307	122	99	302
	三重	26	0	18	8	0	20
近畿	滋賀	55	54	248	61	54	246
	京都	52	39	64	52	42	60
	大阪	81	59	141	80	93	139
	兵庫	98	3	153	106	2	170
	奈良	68	0	6	69	7	6
	和歌山	67	0	13	77	0	12
	鳥取	10	0	41	13	0	48
中国・四国	島根	11	7	0	12	8	0
	岡山	31	0	13	31	0	12
	広島	43	3	12	41	0	12
	山口	116	0	82	123	0	81
	徳島	44	0	7	44	0	7
	香川	15	1	32	14	1	31
	愛媛	22	5	70	33	10	70
	高知	28	3	19	28	1	20
	福岡	138	18	76	153	51	74
	佐賀	43	190	39	40	24	40
九州・沖縄	長崎	30	28	33	30	27	35
	熊本	253	7	388	186	0	388
	大分	45	8	49	40	10	46
	宮崎	86	0	53	86	0	79
	鹿児島	88	28	76	91	42	70
	沖縄	6	0	14	7	0	16
	全体(全国計)	3,680	1,472	4,547	3,655	1,245	4,545

参考資料5 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	70	2	2.9	—	—	95
	青森	20	0	0	10	6	55
	岩手	68	2	2.9	—	—	22
	宮城	44	1	2.3	13	2	14
	秋田	50	0	0	—	—	8
	山形	30	0	0	16	0	12
	福島	26	1	3.8	2	0	33
関東	茨城	90	9	10.0	54	11	143
	栃木	139	3	2.2	—	—	123
	群馬	150	14	9.3	—	—	23
	埼玉	139	12	8.6	41	7	171
	千葉	192	29	15.1	84	14	20
	東京	65	0	0	—	—	35
	神奈川	335	12	3.6	20	6	82
北陸・中部	新潟	43	0	0	7	0	5
	富山	76	0	0	—	—	6
	石川	75	0	0	—	—	2
	福井	30	0	0	—	—	12
	山梨	42	0	0	—	—	18
	長野	66	3	4.5	2	0	98
	岐阜	103	0	0	—	—	11
	静岡	67	0	0	—	—	29
	愛知	122	1	0.8	8	1	67
近畿	三重	26	1	3.8	—	—	2
	滋賀	52	1	1.9	6	2	13
	京都	37	2	5.4	5	1	9
	大阪	76	1	1.3	28	1	27
	兵庫	96	1	1.0	3	1	33
	奈良	68	0	0	—	—	3
	和歌山	66	1	1.5	—	—	10
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	9
	島根	11	0	0	—	—	—
	岡山	31	1	3.2	—	—	2
	広島	43	1	2.3	3	0	7
	山口	50	0	0	—	—	5
	徳島	37	0	0	—	—	4
	香川	9	1	11.1	—	—	18
	愛媛	22	1	4.5	5	2	51
	高知	28	0	0	2	0	9
九州・沖縄	福岡	111	1	0.9	12	4	13
	佐賀	30	0	0	—	—	—
	長崎	30	0	0	25	0	32
	熊本	240	5	2.1	7	2	182
	大分	45	0	0	8	0	38
	宮崎	48	1	2.1	—	—	19
	鹿児島	76	0	0	28	0	58
	沖縄	6	0	0	—	—	1
	全体（全国計）	3,289	107	3.3	389	60	1,629
							760

(2) 都道府県別調査結果 (硒素)

都道府県		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	90	2	2.2	8	2	38	26
	青森	20	1	5.0	14	2	27	0
	岩手	68	0	0	1	0	22	13
	宮城	44	1	2.3	2	2	15	12
	秋田	50	0	0	—	—	3	1
	山形	30	0	0	1	0	19	17
	福島	29	0	0	—	—	8	0
関東	茨城	90	0	0	52	5	46	39
	栃木	139	0	0	—	—	14	4
	群馬	100	0	0	8	2	3	0
	埼玉	139	5	3.6	2	0	32	28
	千葉	192	9	4.7	40	12	24	19
	東京	65	0	0	—	—	5	2
	神奈川	335	1	0.3	—	—	4	1
北陸・中部	新潟	43	8	18.6	10	0	7	1
	富山	76	3	3.9	5	1	2	0
	石川	75	2	2.7	16	4	18	7
	福井	30	0	0	—	—	24	6
	山梨	43	1	2.3	5	0	5	2
	長野	66	1	1.5	—	—	7	6
	岐阜	103	3	2.9	—	—	9	9
	静岡	67	0	0	—	—	22	4
	愛知	122	4	3.3	12	2	34	11
近畿	三重	26	0	0	—	—	4	1
	滋賀	52	2	3.8	20	3	32	27
	京都	35	0	0	7	0	10	8
	大阪	78	0	0	5	0	17	11
	兵庫	93	0	0	—	—	48	9
	奈良	68	0	0	—	—	1	1
	和歌山	67	0	0	—	—	2	2
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	4	2
	島根	11	1	9.1	7	2	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	4	2
	広島	38	1	2.6	—	—	7	0
	山口	12	0	0	—	—	1	1
	徳島	26	0	0	—	—	—	—
	香川	7	0	0	—	—	—	—
	愛媛	22	0	0	—	—	5	1
	高知	28	0	0	2	0	—	—
九州・沖縄	福岡	138	13	9.4	6	0	3	2
	佐賀	14	0	0	119	3	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	27	1
	熊本	76	4	5.3	—	—	58	31
	大分	34	0	0	2	0	6	4
	宮崎	48	0	0	—	—	7	4
	鹿児島	55	1	1.8	17	7	15	11
	沖縄	6	0	0	—	—	8	6
全体(全国計)		3,020	63	2.1	383	47	647	332

(3) 都道府県別調査結果 (フッ素)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	62	0	0	—	—	3
	青森	20	0	0	—	—	22
	岩手	5	0	0	—	—	1
	宮城	44	0	0	—	—	—
	秋田	50	0	0	—	—	2
	山形	30	0	0	—	—	1
	福島	33	0	0	—	—	19
関東	茨城	90	0	0	—	—	2
	栃木	139	0	0	—	—	8
	群馬	100	0	0	—	—	3
	埼玉	139	0	0	—	—	—
	千葉	192	1	0.5	—	—	—
	東京	65	0	0	—	—	1
	神奈川	335	0	0	—	—	—
北陸・中部	新潟	43	0	0	14	0	3
	富山	76	0	0	—	—	—
	石川	75	1	1.3	6	5	2
	福井	30	0	0	—	—	—
	山梨	45	0	0	—	—	6
	長野	66	0	0	—	—	7
	岐阜	103	3	2.9	—	—	14
	静岡	67	0	0	—	—	7
	愛知	122	3	2.5	20	2	37
近畿	三重	26	0	0	—	—	2
	滋賀	52	2	3.8	4	0	17
	京都	35	0	0	6	0	6
	大阪	78	1	1.3	7	0	16
	兵庫	91	0	0	—	—	46
	奈良	68	0	0	—	—	—
	和歌山	67	0	0	—	—	—
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	10
	島根	11	0	0	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	3
	広島	43	0	0	—	—	7
	山口	26	0	0	—	—	—
	徳島	26	0	0	—	—	—
	香川	7	0	0	1	0	3
	愛媛	22	0	0	—	—	2
	高知	28	0	0	2	0	—
九州・沖縄	福岡	90	0	0	—	—	1
	佐賀	20	0	0	—	—	2
	長崎	30	0	0	22	0	27
	熊本	142	5	3.5	—	—	77
	大分	36	0	0	3	0	16
	宮崎	55	0	0	—	—	4
	鹿児島	53	0	0	28	0	40
	沖縄	6	0	0	—	—	—
全体(全国計)		2,983	16	0.5	113	7	417
							162

(4) 都道府県別調査結果(テトラクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	68	0	0	37	5	57	25
	青森	20	0	0	—	—	6	3
	岩手	68	0	0	—	—	26	8
	宮城	44	1	2.3	5	1	14	6
	秋田	50	0	0	—	—	8	1
	山形	36	0	0	5	0	19	4
	福島	44	0	0	6	0	131	15
関東	茨城	90	0	0	—	—	39	23
	栃木	139	0	0	—	—	77	14
	群馬	151	0	0	44	0	28	2
	埼玉	139	0	0	6	0	55	14
	千葉	192	1	0.5	43	0	89	36
	東京	65	2	3.1	5	1	53	30
	神奈川	399	0	0	—	—	56	21
北陸・中部	新潟	29	0	0	15	1	68	5
	富山	76	0	0	—	—	13	2
	石川	75	0	0	6	0	71	4
	福井	60	0	0	—	—	75	3
	山梨	45	0	0	—	—	23	3
	長野	66	0	0	11	2	57	19
	岐阜	100	0	0	—	—	7	5
	静岡	67	0	0	34	2	44	7
	愛知	122	1	0.8	46	3	113	23
近畿	三重	26	1	3.8	—	—	10	2
	滋賀	54	0	0	9	0	179	15
	京都	37	0	0	7	0	36	6
	大阪	80	0	0	12	1	76	8
	兵庫	92	0	0	—	—	103	20
	奈良	68	0	0	—	—	—	—
	和歌山	67	0	0	—	—	1	0
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	20	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	4	1
	広島	43	0	0	—	—	11	3
	山口	67	0	0	—	—	67	19
	徳島	35	0	0	—	—	3	0
	香川	12	0	0	—	—	11	4
	愛媛	12	0	0	—	—	21	1
	高知	28	0	0	3	1	8	1
九州・沖縄	福岡	90	0	0	—	—	55	25
	佐賀	41	1	2.4	70	0	26	2
	長崎	30	0	0	25	0	28	0
	熊本	83	0	0	—	—	83	20
	大分	34	0	0	1	0	10	4
	宮崎	79	0	0	—	—	28	10
	鹿児島	52	0	0	—	—	32	10
	沖縄	6	0	0	—	—	4	0
全体(全国計)		3,233	7	0.2	390	17	1,945	424

(5) 都道府県別調査結果（鉛）

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	68	0	0	—	—	5
	青森	20	0	0	14	0	14
	岩手	68	2	2.9	4	0	12
	宮城	44	0	0	—	—	2
	秋田	50	0	0	—	—	1
	山形	30	1	3.3	9	0	1
	福島	29	0	0	—	—	2
関東	茨城	90	0	0	—	—	—
	栃木	139	0	0	—	—	5
	群馬	100	0	0	—	—	3
	埼玉	139	2	1.4	3	0	—
	千葉	192	1	0.5	76	0	2
	東京	65	0	0	—	—	8
	神奈川	335	1	0.3	4	0	3
北陸・中部	新潟	43	0	0	17	0	0
	富山	76	0	0	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	—
	福井	30	0	0	—	—	1
	山梨	45	0	0	—	—	3
	長野	66	1	1.5	2	0	1
	岐阜	103	0	0	—	—	—
	静岡	67	0	0	—	—	6
	愛知	122	0	0	15	0	30
近畿	三重	26	0	0	—	—	2
	滋賀	53	1	1.9	23	4	—
	京都	35	0	0	1	0	2
	大阪	78	0	0	6	0	8
	兵庫	94	0	0	—	—	41
	奈良	68	0	0	—	—	2
	和歌山	67	0	0	—	—	—
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	—
	島根	11	0	0	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	2
	広島	38	0	0	—	—	7
	山口	21	0	0	—	—	—
	徳島	26	0	0	—	—	—
	香川	8	0	0	—	—	—
	愛媛	12	0	0	—	—	2
	高知	28	0	0	2	0	—
九州・沖縄	福岡	98	0	0	—	—	4
	佐賀	19	0	0	—	—	—
	長崎	30	0	0	22	0	27
	熊本	76	0	0	—	—	4
	大分	33	0	0	—	—	—
	宮崎	50	0	0	—	—	3
	鹿児島	51	0	0	17	0	2
	沖縄	6	0	0	—	—	—
全体（全国計）		2,964	9	0.3	215	4	205
							13

(6) 都道府県別調査結果 (ほう素)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	62	0	0	—	—	1
	青森	20	0	0	—	—	7
	岩手	5	0	0	—	—	3
	宮城	44	0	0	—	—	—
	秋田	50	0	0	—	—	1
	山形	30	0	0	—	—	2
	福島	32	0	0	—	—	1
関東	茨城	90	0	0	—	—	—
	栃木	139	0	0	—	—	9
	群馬	100	0	0	4	1	3
	埼玉	139	0	0	—	—	2
	千葉	192	0	0	—	—	1
	東京	65	1	1.5	8	1	—
	神奈川	335	0	0	—	—	1
北陸・中部	新潟	43	0	0	—	—	2
	富山	76	0	0	—	—	—
	石川	75	1	1.3	7	3	3
	福井	30	0	0	—	—	—
	山梨	42	0	0	—	—	2
	長野	66	2	3.0	3	0	2
	岐阜	103	1	1.0	—	—	3
	静岡	67	1	1.5	—	—	7
	愛知	122	1	0.8	11	0	22
近畿	三重	26	0	0	—	—	2
	滋賀	52	0	0	4	0	3
	京都	35	0	0	—	—	3
	大阪	78	1	1.3	6	0	4
	兵庫	96	0	0	—	—	6
	奈良	68	0	0	—	—	—
	和歌山	67	0	0	—	—	—
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	7
	島根	11	0	0	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	—
	広島	43	0	0	—	—	7
	山口	22	0	0	—	—	1
	徳島	26	0	0	—	—	—
	香川	8	0	0	—	—	1
	愛媛	22	0	0	—	—	2
	高知	28	0	0	2	0	—
九州・沖縄	福岡	90	0	0	—	—	—
	佐賀	17	0	0	—	—	—
	長崎	30	0	0	22	1	27
	熊本	76	1	1.3	—	—	40
	大分	33	0	0	—	—	—
	宮崎	50	0	0	—	—	3
	鹿児島	40	0	0	—	—	2
全体(全国計)		2,891	9	0.3	67	6	181
							42

(7) 都道府県別調査結果 (トリクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	68	0	0	37	2	47
	青森	20	0	—	—	6	1
	岩手	68	0	—	—	26	3
	宮城	44	0	0	1	0	14
	秋田	50	0	—	—	18	3
	山形	36	0	0	5	0	22
	福島	44	0	0	6	0	131
関東	茨城	90	0	0	—	—	24
	栃木	139	0	0	—	—	95
	群馬	151	1	0.7	46	0	36
	埼玉	139	0	0	6	0	59
	千葉	192	0	0	43	0	89
	東京	65	0	0	5	0	53
	神奈川	399	1	0.3	4	1	60
北陸・中部	新潟	29	0	0	18	0	68
	富山	76	0	0	—	—	5
	石川	75	0	0	6	0	71
	福井	60	0	0	—	—	76
	山梨	46	0	0	—	—	23
	長野	66	0	0	11	1	57
	岐阜	100	0	0	—	—	1
	静岡	67	0	0	34	1	65
	愛知	122	1	0.8	64	2	114
近畿	三重	26	0	0	—	—	13
	滋賀	54	0	0	9	1	179
	京都	37	0	0	7	0	36
	大阪	80	0	0	12	0	78
	兵庫	92	0	0	—	—	103
	奈良	68	0	0	—	—	—
	和歌山	67	0	0	—	—	—
中国・四国	鳥取	10	0	0	—	—	20
	島根	11	0	0	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	5
	広島	43	0	0	—	—	12
	山口	68	0	0	—	—	67
	徳島	35	0	0	—	—	3
	香川	12	0	0	—	—	11
	愛媛	12	0	0	—	—	10
	高知	28	0	0	3	0	8
九州・沖縄	福岡	90	0	0	—	—	51
	佐賀	41	1	2.4	70	0	26
	長崎	30	0	0	25	1	28
	熊本	83	0	0	—	—	107
	大分	34	0	0	1	0	16
	宮崎	79	0	0	—	—	28
	鹿児島	52	0	0	—	—	32
	沖縄	6	0	0	—	—	4
全体(全国計)		3,235	4	0.1	413	9	1,997
							157

(8) 都道府県別調査結果 (塩化ビニルモノマー)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	68	0	0	20	0	43
	青森	20	0	—	—	6	1
	岩手	5	0	—	—	17	0
	宮城	44	0	—	—	14	0
	秋田	50	0	—	—	18	1
	山形	30	0	5	0	11	3
	福島	40	0	—	—	60	7
関東	茨城	90	0	—	—	—	—
	栃木	76	0	—	—	99	3
	群馬	76	0	17	0	3	0
	埼玉	139	0	6	0	57	1
	千葉	192	2	43	0	41	8
	東京	17	0	—	—	—	—
	神奈川	335	3	9	1	21	3
北陸・中部	新潟	2	0	23	0	68	16
	富山	76	0	—	—	—	—
	石川	75	0	6	0	42	3
	福井	60	0	—	—	76	2
	山梨	46	0	—	—	17	0
	長野	50	0	11	0	57	0
	岐阜	100	0	—	—	—	—
	静岡	67	0	—	—	27	1
	愛知	122	0	49	0	98	4
近畿	三重	26	0	—	—	15	0
	滋賀	54	0	9	0	179	7
	京都	37	0	7	0	36	1
	大阪	80	0	12	0	62	23
	兵庫	92	0	—	—	81	2
	奈良	68	0	—	—	—	—
	和歌山	66	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	9	0	—	—	20	0
	島根	11	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	—	—	2	0
	広島	31	0	—	—	12	0
	山口	4	0	—	—	5	0
	徳島	31	0	—	—	—	—
	香川	1	0	—	—	—	—
	愛媛	22	0	—	—	6	0
	高知	28	0	3	0	5	0
九州・沖縄	福岡	90	0	—	—	31	4
	佐賀	8	0	—	—	2	0
	長崎	30	0	24	0	28	0
	熊本	76	0	—	—	103	0
	大分	11	0	—	—	—	—
	宮崎	48	0	—	—	15	2
	鹿児島	39	0	—	—	—	—
	沖縄	6	0	—	—	4	0
全体(全国計)		2,679	5	0.2	244	1	1,381
							92

(9) 都道府県別調査結果 (1,2-ジクロロエチレン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	68	0	0	37	2	43	3
	青森	20	0	0	—	—	6	1
	岩手	68	0	0	—	—	26	3
	宮城	44	0	0	—	—	14	0
	秋田	50	0	0	—	—	10	2
	山形	30	0	0	5	0	16	2
	福島	44	0	0	6	0	112	11
関東	茨城	90	0	0	—	—	—	—
	栃木	139	0	0	—	—	99	6
	群馬	100	0	0	46	0	37	4
	埼玉	139	0	0	6	0	51	4
	千葉	192	0	0	43	0	68	6
	東京	60	0	0	5	0	53	5
	神奈川	399	1	0.3	4	1	47	8
北陸・中部	新潟	29	0	0	23	0	68	10
	富山	76	0	0	—	—	—	—
	石川	75	0	0	6	0	71	2
	福井	60	0	0	—	—	76	2
	山梨	46	0	0	—	—	23	0
	長野	66	0	0	11	0	57	2
	岐阜	100	0	0	—	—	—	—
	静岡	67	0	0	—	—	52	2
	愛知	122	1	0.8	61	1	125	19
近畿	三重	26	0	0	—	—	15	0
	滋賀	54	0	0	9	0	179	6
	京都	34	0	0	7	0	36	0
	大阪	80	0	0	8	0	80	24
	兵庫	91	0	0	—	—	94	10
	奈良	68	0	0	—	—	—	—
	和歌山	31	0	0	—	—	—	—
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	20	0
	島根	11	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	5	0
	広島	38	0	0	—	—	8	0
	山口	22	0	0	—	—	47	2
	徳島	31	0	0	—	—	—	—
	香川	7	0	0	—	—	5	2
	愛媛	22	0	0	—	—	10	0
	高知	28	0	0	3	0	8	0
九州・沖縄	福岡	90	0	0	—	—	36	5
	佐賀	33	0	0	70	0	9	1
	長崎	30	0	0	25	0	28	1
	熊本	70	0	0	—	—	103	4
	大分	34	0	0	1	0	16	1
	宮崎	63	0	0	—	—	27	0
	鹿児島	50	0	0	—	—	28	0
	沖縄	6	0	0	—	—	—	—
全体(全国計)		3,043	2	0.1	376	4	1,808	148

(10) 都道府県別調査結果(1,4-ジオキサン)

都道府県	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	68	0	0	—	—	—
	青森	20	0	0	—	—	—
	岩手	5	0	0	—	—	—
	宮城	44	0	0	—	—	14 0
	秋田	50	0	0	—	—	—
	山形	9	0	0	—	—	—
	福島	25	0	0	—	1	0
関東	茨城	90	0	0	—	—	—
	栃木	76	0	0	—	—	—
	群馬	76	0	0	—	3	0
	埼玉	139	0	0	—	2	0
	千葉	192	0	0	—	—	—
	東京	17	0	0	—	1	1
	神奈川	335	0	0	—	1	0
北陸・中部	新潟	42	0	0	—	—	—
	富山	76	0	0	—	—	—
	石川	75	0	0	—	—	—
	福井	30	0	0	—	13	0
	山梨	42	0	0	—	—	—
	長野	50	0	0	—	8	0
	岐阜	100	0	0	—	—	—
	静岡	67	0	0	—	3	0
	愛知	122	0	0	—	3	1
近畿	三重	26	0	0	—	2	0
	滋賀	54	0	0	—	—	—
	京都	37	0	0	—	—	—
	大阪	77	0	0	6 0	1	1
	兵庫	97	0	0	—	1	0
	奈良	68	0	0	—	—	—
	和歌山	66	0	0	—	—	—
中国・四国	鳥取	9	0	0	—	—	—
	島根	11	0	0	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	—
	広島	38	0	0	—	—	—
	山口	17	0	0	—	—	—
	徳島	28	0	0	—	—	—
	香川	1	0	0	—	—	—
	愛媛	22	0	0	—	6	0
	高知	28	0	0	2 0	—	—
九州・沖縄	福岡	90	0	0	—	—	—
	佐賀	16	0	0	—	—	—
	長崎	30	0	0	22 0	27	0
	熊本	76	0	0	—	—	—
	大分	33	0	0	1 0	7	0
	宮崎	48	0	0	—	9	0
	鹿児島	42	0	0	—	—	—
	沖縄	6	0	0	—	—	—
全体(全国計)		2,701	0	0	31 0	102	3

参考資料6 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査又は定期モニタリング調査		備考	
		調査数(本)	超過数(本)	超過率(%)	調査数(本)	超過数(本)	調査数(本)	超過数(本)	基準の種類	基準値
カドミウム	元	1,552	0	0	0	0	52	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	3,258	0	0	17	0	282	0		
	3	3,026	0	0	26	0	477	0		
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0		
	5	2,625	0	0	113	0	641	0		
	6	2,204	0	0	50	0	687	0		
	7	2,122	0	0	86	0	646	0		
	8	2,100	0	0	26	0	680	0		
	9	2,094	0	0	41	0	748	0		
	10	3,102	0	0	50	0	340	0		
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0		
	12	2,997	0	0	35	0	252	0		
	13	3,003	0	0	45	0	237	0		
	14	3,242	0	0	25	0	298	0		
	15	3,591	0	0	31	0	308	0		
	16	3,247	0	0	73	0	246	0		
	17	3,092	0	0	56	0	216	0		
	18	3,166	0	0	27	0	117	0		
	19	3,160	0	0	56	0	154	0		
	20	2,871	0	0	48	0	230	0		
	21	3,185	0	0	24	0	79	0		
	22	2,996	0	0	52	0	54	0		
	23	2,910	2	0.1	76	0	31	1		0.003 mg/L 以下
	24	2,899	0	0	24	0	49	2		
	25	2,904	0	0	24	0	44	2		
全シアン	元	1,561	1	0.1	10	0	55	0	評価基準	検出されないこと
	2	3,170	0	0	29	0	272	0		
	3	2,961	0	0	24	0	444	1		
	4	2,699	0	0	25	0	554	0		
	5	2,462	0	0	46	0	609	1		
	6	1,995	0	0	32	0	648	0		
	7	2,010	0	0	41	0	626	0		
	8	1,899	0	0	25	0	645	0		
	9	1,909	0	0	45	0	715	0		
	10	2,659	0	0	42	0	282	0		
	11	2,786	0	0	25	0	297	0		
	12	2,616	0	0	26	0	230	0		
	13	2,660	0	0	47	0	225	0		
	14	2,639	0	0	28	2	284	0		
	15	2,870	0	0	50	2	300	0		
	16	2,723	0	0	46	0	236	0		
	17	2,830	0	0	28	0	218	1		
	18	2,904	0	0	40	0	120	1		
	19	2,737	0	0	44	0	155	0		
	20	2,508	0	0	40	0	234	0		
	21	2,904	0	0	21	0	101	0		
	22	2,774	0	0	36	0	73	0		
	23	2,713	0	0	30	0	54	0		
	24	2,642	0	0	27	0	60	1		
	25	2,736	0	0	26	0	55	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
鉛	元	1,566	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.1 mg/L 以下
	2	3,299	1	0.0	27	0	288	1		
	3	3,043	0	0	36	0	486	2		0.01 mg/L 以下
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7		
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		環境基準
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10		
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8		
	20	3,193	10	0.3	232	7	360	10		
	21	3,219	11	0.3	115	1	189	9		
	22	3,041	12	0.4	426	14	173	9		
	23	2,975	13	0.4	282	4	149	16		
	24	2,962	12	0.4	138	2	178	15		
	25	2,964	9	0.3	215	4	205	13		
六価クロム	元	1,652	0	0	0	0	76	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,361	1	0.0	23	0	301	4		
	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0		
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		
	7	2,331	0	0	82	0	685	8		
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		
	10	3,232	0	0	60	0	403	11		
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		
	18	3,387	0	0	58	1	173	15		
	19	3,388	1	0.0	74	0	208	15		
	20	3,116	0	0	68	1	294	15		
	21	3,189	0	0	48	27	140	14		
	22	3,015	0	0	43	0	124	21		
	23	2,882	0	0	33	0	117	22		
	24	2,849	0	0	50	0	129	20		
	25	2,869	0	0	43	0	139	23		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
砒素	元	1,537	4	0.3	125	7	51	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,219	5	0.2	316	7	303	3		
	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9		0.01 mg/L 以下
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		0.01 mg/L 以下
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		環境基準
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192		
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301		
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305		
	20	3,239	77	2.4	394	107	826	315		
	21	3,338	63	1.9	236	43	568	292		
	22	3,088	66	2.1	589	78	580	300		
	23	3,038	57	1.9	440	85	582	308		
	24	3,017	68	2.3	331	67	600	313		
	25	3,020	63	2.1	383	47	647	332		
総水銀	元	1,547	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	2	3,229	4	0.1	66	5	287	0		
	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11		
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15		
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		
	18	3,234	3	0.1	35	3	157	14		
	19	3,233	5	0.2	73	8	197	13		
	20	2,944	2	0.1	71	5	275	25		
	21	3,154	2	0.1	39	4	145	23		
	22	2,999	0	0	45	2	119	24		
	23	2,908	0	0	75	3	107	21		
	24	2,886	1	0.0	46	5	117	19		
	25	2,900	1	0.0	68	4	113	20		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	元	411	0	0	0	0	9	0	評価基準	検出され ないこと
	2	699	0	0	17	0	216	0		
	3	848	0	0	5	0	283	0		
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0		
	10	1,315	0	0	21	0	121	0		
	11	1,278	0	0	37	0	85	0		
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0		
	18	762	0	0	21	0	38	0		
	19	683	0	0	22	0	50	0		
	20	545	0	0	22	0	53	0		
	21	523	0	0	30	0	43	0		
	22	500	0	0	35	0	38	0		
	23	692	0	0	22	0	38	0		
	24	450	0	0	26	0	41	0		
	25	642	0	0	25	0	44	0		
PCB	元	871	0	0	0	0	33	0	評価基準	検出され ないこと
	2	1,823	0	0	3	0	259	0		
	3	1,897	0	0	0	0	359	0		
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0		
	10	1,852	0	0	21	0	141	0		
	11	1,930	0	0	25	0	132	0		
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
	18	1,830	0	0	21	0	53	0		
	19	1,732	0	0	21	0	45	0		
	20	1,685	0	0	48	0	55	0		
	21	2,082	0	0	21	0	30	0		
	22	2,005	0	0	35	0	32	0		
	23	1,946	0	0	23	0	15	0		
	24	1,969	0	0	22	0	20	0		
	25	2,057	2	0.1	40	0	16	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
トリクロロエチレン	元	3,388	30	0.9	1,861	60	1,118	145	評価基準	0.03 mg/L 以下
	2	5,817	44	0.8	2,838	130	1,916	208		
	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289		
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279		
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242		
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267		
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260		
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231		
	20	3,658	3	0.1	431	22	2,470	237		
	21	3,676	2	0.1	411	14	2,220	226		
	22	3,366	1	0.0	464	15	2,123	215		
	23	3,285	1	0.0	387	13	2,049	182		
	24	3,245	2	0.1	468	8	2,021	171		
	25	3,235	4	0.1	413	9	1,997	157		
テトラクロロエチレン	元	3,388	42	1.2	1,861	216	1,121	279	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	5,817	79	1.4	2,847	252	1,936	429		
	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539		
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696		
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645		
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
	18	3,922	13	0.3	346	21	2,509	537		
	19	3,938	12	0.3	323	21	2,327	543		
	20	3,660	9	0.2	411	24	2,472	520		
	21	3,679	5	0.1	405	30	2,186	513		
	22	3,363	4	0.1	453	8	2,083	473		
	23	3,283	7	0.2	393	18	2,004	448		
	24	3,242	3	0.1	430	26	1,967	414		
	25	3,233	7	0.2	390	17	1,945	424		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

注 3:トリクロロエチレンについては、平成 26 年 11 月環境省告示第 127 号において基準値が 0.01mg/L 以下に改正されている。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	元	2,569	2	0.1	1,122	2	929	9	暫定指導指針	0.3mg/L 以下
	2	4,514	1	0.0	2,191	3	1,626	9		
	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11		
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12		
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5		
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7		
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3		
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0		
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0		
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0		
	20	3,473	0	0	172	0	1,608	0		
	21	3,430	0	0	186	0	1,443	0		
	22	3,222	0	0	309	0	1,355	0		
	23	3,189	0	0	239	0	1,212	0		
	24	3,150	0	0	216	0	1,196	0		
	25	3,136	0	0	207	0	1,162	0		
四塩化炭素	元	990	1	0.1	418	12	62	0	暫定指導指針	0.003 mg/L 以下
	2	2,116	1	0.0	735	5	591	14		
	3	1,965	0	0	576	2	803	12		
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17		
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26		
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34		
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22		
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		
	18	3,628	3	0.1	103	4	888	23		
	19	3,536	0	0	96	0	798	25		
	20	3,379	0	0	72	2	799	26		
	21	3,340	1	0.0	102	1	702	24		
	22	3,120	1	0.0	193	1	653	29		
	23	3,036	0	0.0	153	2	567	21		
	24	3,005	0	0	170	3	556	19		
	25	2,986	1	0.0	182	3	513	16		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,639	0	0	88	0	738	1		
	7	2,915	0	0	151	0	705	1		
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2		
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0		
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0		
	11	3,740	0	0	223	0	770	3		
	12	3,534	0	0	229	0	744	0		
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0		
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0		
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0		
	16	3,535	0	0	141	0	877	0		
	17	3,381	0	0	52	0	730	1		
	18	3,455	0	0	97	1	627	1		
	19	3,370	0	0	88	0	571	0		
	20	3,276	0	0	72	0	557	0		
	21	3,349	0	0	98	0	486	0		
	22	3,178	0	0	141	0	467	0		
	23	3,121	0	0	145	0	398	0		
	24	3,077	0	0	138	0	389	0		
	25	3,087	0	0	106	0	360	0		
1,2-ジクロロ エタン	5	924	0	0	29	0	399	0	評価基準	0.004 mg/L 以下
	6	2,643	1	0.0	169	0	822	1		
	7	2,853	0	0	271	1	867	0		
	8	2,856	0	0	212	1	1,210	4		
	9	2,762	1	0.0	123	0	1,295	2		
	10	3,580	0	0	328	9	867	5		
	11	3,687	1	0.0	254	0	1,030	7		
	12	3,301	0	0	296	6	959	6		
	13	3,316	0	0	345	1	1,055	12		
	14	3,360	2	0.1	155	0	1,094	11		
	15	3,555	0	0	148	0	1,129	9		
	16	3,267	0	0	172	0	1,104	9		
	17	3,136	0	0	55	0	1,102	7		
	18	3,300	1	0.0	120	1	872	8		
	19	3,198	0	0	112	0	690	10		
	20	3,120	0	0	88	0	650	5		
	21	3,203	0	0	105	0	580	7		
	22	3,025	0	0	177	1	597	4		
	23	2,984	0	0	145	0	535	3		
	24	2,953	0	0	178	0	516	5		
	25	2,984	0	0	122	0	507	2		
	25	2,985	1	0.0	182	3	513	16		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1-ジクロロ エチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13		
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31		
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32		
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24		
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26		
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35		
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37		
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41		
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40		
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38		
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39		
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46		
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33		
	19	3,567	0	0	225	1	1,843	30		
	20	3,337	0	0	340	0	1,885	31		
	21	3,306	0	0	347	0	1,804	2		
	22	3,078	0	0	468	0	1,764	4		
	23	3,037	0	0	342	0	1,750	3		
	24	3,001	0	0	419	0	1,721	3		
	25	2,979	0	0	378	0	1,689	2		
1,1,2-トリクロ ロエタン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,637	0	0	162	0	782	0		
	7	2,843	0	0	226	0	812	2		
	8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
	9	2,836	0	0	123	0	1,264	0		
	10	3,574	0	0	174	0	854	0		
	11	3,679	0	0	239	0	989	6		
	12	3,286	0	0	278	2	962	6		
	13	3,308	0	0	307	1	1,052	4		
	14	3,359	0	0	146	0	1,084	5		
	15	3,590	0	0	148	0	1,120	3		
	16	3,259	1	0.0	191	1	1,107	2		
	17	3,127	0	0	74	0	1,014	4		
	18	3,240	1	0.0	159	2	773	4		
	19	3,136	1	0.0	118	0	715	9		
	20	2,987	0	0	65	2	659	3		
	21	3,170	1	0.0	123	0	583	1		
	22	2,938	0	0	175	0	599	1		
	23	2,878	0	0	153	0	522	0		
	24	2,851	1	0.0	183	0	529	1		
	25	2,876	0	0	121	0	509	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,3-ジクロロ プロパン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0		
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
	18	2,940	0	0	71	0	347	0		
	19	2,883	0	0	78	0	294	0		
	20	2,799	0	0	46	0	317	0		
	21	2,922	0	0	89	0	261	0		
	22	2,773	0	0	124	0	270	0		
	23	2,661	0	0	93	0	216	0		
	24	2,646	0	0	116	0	220	0		
	25	2,645	0	0	30	0	210	0		
チウラム	5	8924	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0		
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
	18	2,411	0	0	1	0	92	0		
	19	2,404	0	0	0	0	81	0		
	20	2,330	0	0	15	0	90	0		
	21	2,585	0	0	0	0	53	0		
	22	2,509	0	0	14	0	47	0		
	23	2,432	0	0	1	0	32	0		
	24	2,451	0	0	1	0	35	0		
	25	2,460	0	0	2	0	34	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0		
	10	2,826	0	0	41	0	194	0		
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		
	18	2,478	0	0	1	0	92	0		
	19	2,471	0	0	3	0	81	0		
	20	2,391	0	0	15	0	91	0		
	21	2,643	0	0	0	0	52	0		
	22	2,563	0	0	14	0	47	0		
	23	2,420	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
	25	2,457	0	0	2	0	34	0		
チオベンカル ブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0		
	10	2,759	0	0	8	0	194	0		
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
	18	2,409	0	0	1	0	92	0		
	19	2,399	0	0	0	0	81	0		
	20	2,327	0	0	15	0	90	0		
	21	2,583	0	0	0	0	52	0		
	22	2,506	0	0	14	0	47	0		
	23	2,419	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
	25	2,456	0	0	2	0	34	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2		
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
	18	3,485	0	0	96	0	466	3		
	19	3,396	0	0	168	4	410	2		
	20	3,238	0	0	156	0	431	5		
	21	3,277	0	0	139	1	367	4		
	22	3,106	0	0	177	0	353	3		
	23	3,044	0	0	154	0	302	3		
	24	2,999	0	0	158	0	324	3		
	25	3,010	0	0	104	1	293	4		
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1		
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		
	18	2,713	0	0	35	0	119	0		
	19	2,830	0	0	46	0	157	0		
	20	2,624	0	0	64	0	208	0		
	21	2,965	0	0	21	0	81	0		
	22	2,818	0	0	49	0	58	0		
	23	2,738	0	0	23	0	47	0		
	24	2,725	0	0	22	0	46	0		
	25	2,720	0	0	24	0	46	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
	20	3,830	167	4.4	461	96	1,945	757		
	21	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788		
	22	3,361	144	4.3	691	160	1,723	813		
	23	3,227	117	3.6	427	89	1,677	796		
	24	3,240	117	3.6	401	94	1,625	769		
	25	3,289	107	3.3	389	60	1,629	760		
ふつ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
	20	3,537	23	0.7	185	10	582	148		
	21	3,527	17	0.5	155	5	365	138		
	22	3,088	20	0.6	253	20	380	156		
	23	3,027	21	0.7	184	14	362	158		
	24	2,964	18	0.6	142	5	391	151		
	25	2,983	16	0.5	113	7	417	162		
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		
	20	3,149	9	0.3	62	2	220	39		
	21	3,068	7	0.2	48	0	203	45		
	22	2,956	9	0.3	176	11	176	44		
	23	2,926	7	0.2	101	11	162	41		
	24	2,868	3	0.1	68	3	176	43		
	25	2,891	9	0.3	67	6	181	42		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
塩化ビニルモノマー	21	179	0	0	25	0	23	8	環境基準	0.002 mg/L 以下
	22	2,311	4	0.2	282	5	852	48		
	23	2,764	7	0.3	295	13	1,189	57		
	24	2,716	1	0.0	273	14	1,365	83		
	25	2,679	5	0.2	244	1	1,381	92		
1,2-ジクロロエチレン	21	138	0	0	107	0	97	8	環境基準	0.04 mg/L 以下
	22	2,935	0	0	325	3	1,833	160		
	23	3,133	3	0	321	5	1,846	162		
	24	3,097	2	0.1	427	13	1,826	154		
	25	3,043	2	0.1	376	4	1,808	148		
1,4-ジオキサン	21	226	0	0	22	0	0	0	環境基準	0.05 mg/L 以下
	22	2,456	0	0	52	0	116	0		
	23	2,731	1	0.0	61	1	83	1		
	24	2,672	1	0.0	26	2	92	2		
	25	2,701	0	0	31	0	102	3		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

(参考) 平成6~10 年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	指針値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	1,685	47	2.8	10 mg/L 以下
	7	1,945	98	5.0	
	8	1,918	94	4.9	
	9	2,654	173	6.5	
	10	3,897	244	6.3	
ふつ素	6	571	6	1.1	0.8 mg/L 以下
	7	612	3	0.5	
	8	567	7	1.2	
	9	648	4	0.6	
	10	855	14	1.6	
ほう素	6	154	1	0.6	0.2 mg/L 以下
	7	157	1	0.6	
	8	192	0	0	
	9	215	1	0.5	
	10	558	1	0.2	

注：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成 5 年に

要監視項目として設定され、平成 11 年に環境基準項目に移行した。

その間、平成 6 年度から 10 年度まで要監視項目として行われた測定の結果をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超過した井戸の数である。

参考資料7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成25年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（1）対象井戸

水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の100倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位10本の井戸

※濃度は調査区分ごとの年平均値

（2）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明が追加されている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、記載している。

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
カドミウム	1	継続監視調査	0.0085 (3倍)	福島県只見町蒲生	2011	個人等の飲用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	自然由来	-	-	対策の予定はない(自然由来であるため)	-
鉛	1	継続監視調査	0.098 (10倍)	兵庫県朝来市生野町竹原野	1994	利用していない	-	-	-	-	対策の予定はない(自然由来であるため)	-
六価クロム	1	継続監視調査	3.2 (64倍)	茨城県牛久市南	2012	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	不明	-	-	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-
	1	継続監視調査	3.2 (64倍)	岐阜県関市旭ヶ丘	2009	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	対応していない(汚染事業場も含め多数の事業場が存在しており、汚染原因者の特定等ができないため)	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-
砒素	1	継続監視調査	0.45 (45倍)	山形県米沢市信夫町	2011	個人等の生活用水	井戸所有者への使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-
総水銀	1	汚染井戸周辺地区調査	0.053 (106倍)	名古屋市緑区池上台三丁目	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	原因不明	-	-	対策の予定はない(モニタリングの継続)	-
PCB	1	概況調査(ロー リング方式)	0.039 (-)	宮城県仙台市太白区	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない(個人所有による井戸のため)	-
四塩化炭素	1	概況調査(ロー リング方式)	0.024 (12倍)	北海道奈井江町瑞穂	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない	-

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
塩化ビニル モノマー	1	継続監視調査	2.2 (1100倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない(飲用とされていないため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物(最終処分場、不法投棄)	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	2	継続監視調査	2.1 (1050倍)	栃木県野木町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(定期モニタリング体制の整備)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電気照明器具製造業	栃木県地下水汚染対策要領	地下水揚水処理	汚染原因者
	3	継続監視調査	1.4 (700倍)	栃木県栃木市齒部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	地下水汚染対策検討中	汚染原因者以外の土地の所有者
	4	継続監視調査	1 (500倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業(推定)	県地下水汚染防止対策指導要綱	その他の処理(地下空気汚染対策実施中)	汚染原因者
	5	継続監視調査	0.8 (400倍)	新潟県上越市新光町	1991	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(原因者への文書指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	対応していない(指導により浄化対策実施中のため。)	地下水揚水処理、土壤ガス吸引処理	汚染原因者環境庁地下水浄化汎用装置開発普及調査の実証試験サブ
	6	継続監視調査	0.72 (360倍)	石川県羽咋郡志賀町	1998	利用していない	その他(原因者への口頭指導、原因者への文書指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	水質汚濁防止法第14条の4の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理、原位置処理、土壤ガス吸引処理、汚染土壤の処理、その他の処理(バリア井戸の設置)	汚染原因者
	7	継続監視調査	0.56 (280倍)	福岡県福岡市南区花畠	1983	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壤ガス吸引処理、汚染土壤の処理	汚染原因者、汚染原因者以外の土地所有者
	8	継続監視調査	0.5 (250倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない(水道事業者が浄化装置を設置済みのため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因者

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
塩化ビニル モノマー	9	継続監視調査	0.48 (240倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない(水道事業者が浄化装置を設置済みのため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因者
	10	継続監視調査	0.36 (180倍)	兵庫県西宮市下大市東町	1995	利用していない	特に対応していない(観測用の井戸のため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業洗濯業	対応していない(土壤汚染地域回復モデル事業として実施)	地下水揚水処理	震災による土壤汚染対策
	11	継続監視調査	0.32 (160倍)	新潟県燕市燕	2005	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(使用方法指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属被覆・彫刻業、熱処理業金属製品製造業	水質汚濁防止法第14条の4の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	12	継続監視調査	0.3 (150倍)	新潟県弥彦村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(原因者への口頭指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洋食器・刃物・道具・金物類製造業	汚染拡大防止のための浄化措置を指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	13	継続監視調査	0.28 (140倍)	新潟県燕市水道町	2011	その他(消雪用井戸)	特に対応していない(5:周辺に飲用実態なし)	-	-	-	対策の予定はない(定期モニタリングを実施)	-
	13	継続監視調査	0.28 (140倍)	大阪府堺市美原区今井	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	1	継続監視調査	0.0044 (1倍)	大阪府高槻市唐崎中	1981	工業用水	特に対応なし(飲用として使用していないため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	予定なし(人の健康にかかる影響の恐れがないため)	-
1,1-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	0.35 (4倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業(推定)	県地下水汚染防止対策指導要綱	その他の処理(地下空気汚染対策実施中)	汚染原因者

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
1,2-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	17 (425倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない(飲用とされていないため。)	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物(最終処分場・不法投棄)	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	2	継続監視調査	15 (375倍)	栃木県栃木市蘭部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	地下水汚染対策検討中	汚染原因者以外の土地の所有者
	3	継続監視調査	5.7 (143倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない(水道事業者が浄化装置を設置済みのため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因者
	3	継続監視調査	5.7 (143倍)	新潟県弥彦村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(原因者への口頭指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	汚染拡大防止のための浄化措置を指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	5	継続監視調査	4.2 (105倍)	栃木県野木町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(定期モニタリング体制の整備)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電気照明器具製造業	栃木県地下水汚染対策要領	地下水揚水処理	汚染原因者
トリクロロエチレン	1	継続監視調査	40 (1333倍)	福岡県福岡市東区香椎駅前3丁目	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
	2	継続監視調査	25 (833倍)	栃木県栃木市蘭部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	地下水汚染対策検討中	汚染原因者以外の土地の所有者
	3	継続監視調査	7.7 (257倍)	大阪府四条畷市砂	2010	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等(推定)	不明	対応していない(原因者不特定のため)	対策の予定はない(汚染原因者不特定のため)	-

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策		
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体	
トリクロロエチレン	4	継続監視調査	6.5 (217倍)	福井県越前町小曾原(南部)	1998	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	水質汚濁防止法第14条の4の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理、原位置処理、土壤ガス吸引処理、その他の処理(バリア井戸の設置)	汚染原因者	
	5	継続監視調査	6.4 (213倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない(飲用とされていないため)	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物(最終処分場・不法投棄)	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者	
テトラクロロエチレン	1	継続監視調査	7.6 (760倍)	千葉県松戸市六実	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-	
	2	継続監視調査	5.5 (550倍)	千葉県松戸市紙敷・高塚新田	1988	生活用水、工業用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他(原因者への文書指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	土壤ガス吸引処理、汚染土壤の処理	汚染原因者	
	2	継続監視調査	5.5 (550倍)	千葉県船橋市前原西8丁目	1989	個人等の飲用、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水への切り替え	-	-	-	地下水揚水処理	汚染原因者が特定できないため	
	4	継続監視調査	5.4 (540倍)	千葉県船橋市前原西8丁目	1989	個人等の飲用、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水への切り替え	-	-	-	地下水揚水処理	汚染原因者が特定できないため	
	5	継続監視調査	4.3 (430倍)	栃木県益子町塙	2009	その他(地下水質観測用)	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物(最終処分場・不法投棄)	-	行政指導	地下水揚水処理、その他の処理(透過性地下水浄化壁)	汚染原因者	
	6	継続監視調査	3.5 (350倍)	福岡県福岡市城南区田島	1988	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者	

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	7	継続監視調査	3.4 (340倍)	福岡県福岡市東区香椎駅前3丁目	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
	8	継続監視調査	3.2 (320倍)	宮城県栗原市築館萩沢	1986	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他(原因者への口頭指導、原因者への文書指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	ニット製造業	行政指導	対策の予定はない(水源転換完了)	-
	9	継続監視調査	2.9 (290倍)	千葉県船橋市前原西8丁目	1989	個人等の飲用、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水への切り替え	-	-	-	地下水揚水処理	汚染原因者が特定できないため
	10	継続監視調査	2.2 (220倍)	千葉県千葉市若葉区若松町	2011	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
	10	継続監視調査	2.2 (220倍)	熊本県熊本市向山・春竹地区	1985	個人等の飲用水、生活用水、工業用水、その他(観測井戸)	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	地下水揚水処理	-
	12	継続監視調査	1.5 (150倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水、その他(観測井戸)	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	根拠不明	地下水揚水処理、土壤ガス吸引処理	汚染原因者
	12	継続監視調査	1.5 (150倍)	千葉県千葉市若葉区小倉台6丁目	1991	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
	14	継続監視調査	1.3 (130倍)	福岡県北九州市小倉南区若園	1982	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他(原因者への口頭指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	対応していない(蓋然性が高いが汚染原因者の特定には至らないため)	地下水汚染対策検討中	-

地下水測定結果(水濁法第15条に基づく常時監視)					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	15	継続監視調査	1.2 (120倍)	愛知県蒲郡市旭町	2004	生活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	-	-
	15	継続監視調査	1.2 (120倍)	福島県須賀川市南上町	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	民生用電気機械器具製造業	水質汚濁防止法第14条の4の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理	汚染原因者
ベンゼン	1	汚染井戸周辺地区調査	0.75 (75倍)	愛知県安城市新田町	2013	個人等の飲用水、生活用水、その他(地下水観測用)	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	燃料小売業ガソリンスタンド	県民の生活環境の保全等に関する条例	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	汚染原因者
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	継続監視調査	180 (18倍)	栃木県栃木市藤岡町藤岡	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない(使用方法の指導と定期モニタリングを実施する。)	-
	2	継続監視調査	74 (7倍)	埼玉県深谷市櫛引	2000	生活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	施肥	-	-	対策の予定はない	-
	3	継続監視調査	72 (7倍)	茨城県筑西市野殿	2000	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	対策の予定はない(浄化対策の手法が確立していないため)	-
	4	継続監視調査	64 (6倍)	北海道旭川市永山町地区	2005	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない(汚染源不明のため効果的な対策がとれない)	-
	4	継続監視調査	64 (6倍)	愛知県田原市西神戸町	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない(原因不明のため)	-

項目	順位	調査区分	濃度(mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	6	継続監視調査	62 (6倍)	茨城県つくば市 上里	2001	個人等の飲用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導	-	-	-	対策の予定はない(淨 化対策の手法が確立し ていがないため)	-
	6	継続監視調査	62 (6倍)	京都府宇治市	2008	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導、定期モニタリング体制の 整備	-	-	-	-	-
	8	継続監視調査	59 (6倍)	埼玉県深谷市武 藏野	2009	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導	施肥	-	-	対策の予定はない	-
	9	継続監視調査	56 (6倍)	茨城県坂東市神 田山	2009	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	対策の予定はない(淨 化対策の手法が確立し ていがないため)	-
	10	継続監視調査	55 (6倍)	熊本市北区植木 町	2002	個人等の飲用水、生活用水、農業 用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導、上水道への切り替え、淨 水器設置又は補助や指導等	施肥	-	-	地下水汚染対策検討 中	-
ふつ素	1	継続監視調査	95 (119倍)	大阪府門真市東 田町	2011	工業用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導	不明	不明	対応していない(原因者 不特定のため)	対策の予定はない(原 因者不特定のため)	-
ほう素	1	継続監視調査	10 (10倍)	京都府宇治市	2011	利用していない	特に対応していない(事業者敷地内 の観測用井戸のため)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1,4-ジオ キサン	1	継続監視調査	0.13 (3倍)	愛知県小牧市大 字大草	2012	工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方 法の指導	原因不明	-	-	対策の予定はない(原 因不明のため)	-

参考資料8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月及び平成21年11月に改定され、現在は24項目を設定している。

平成5年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成25年度は、722本の井戸において測定が行われ、全マンガン及びウランに指針値超過がみられた。

- ・全マンガン (357本中 37本 (超過率 10.4%))
- ・ウラン (291本中 3本 (超過率 1.0%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成25年度				平成6~24年度				指針値 (mg/L以下)
	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	
クロロアルム	551	0	0	25	10,024	0	0	42	0.06
1,2-ジクロロブロバン	377	0	0	21	7,174	0	0	40	0.06
p-ジクロロベンゼン	377	0	0	21	7,023	0	0	40	0.2
イソキサチオノ	286	0	0	19	4,847	0	0	40	0.008
ダイアゾノン	286	0	0	19	4,903	0	0	40	0.005
フェニトロチオン (MEP)	286	0	0	19	4,878	1	0.0	40	0.003
イソブロチオラン	286	0	0	19	4,819	0	0	40	0.04
オキシン銅 (有機銅)	271	0	0	19	4,679	0	0	40	0.04
クロロタロニル (TPN)	286	0	0	19	4,879	0	0	40	0.05
ブロビサミド	286	0	0	19	4,847	0	0	40	0.008
E P N	412	0	0	20	9,097	0	0	41	0.006
ジクロルホス (DDVP)	296	0	0	20	4,765	0	0	40	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	296	0	0	20	4,759	0	0	40	0.03
イソブロベンホス (IBP)	296	0	0	20	4,722	0	0	40	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	311	-	-	20	5,224	-	-	41	-
トルエン	385	0	0	22	7,628	0	0	41	0.6
キシレン	385	0	0	22	7,632	1	0.0	41	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	223	0	0	17	4,623	1	0.0	40	0.06
ニッケル	337	-	-	20	6,427	-	-	40	-
モリブデン	283	0	0	20	5,136	2	0.0	40	0.07
アンチモン	307	0	0	19	6,172	1	0.0	40	0.02
エピクロロヒドリン	167	0	0	14	1,508	0	0	13	0.0004
全マンガン	357	37	10.4	18	3,054	336	11.0	21	0.2
ウラン	291	3	1.0	17	2,008	13	0.6	16	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6~24年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。